

# 議案説明資料

平成27年第1回市議会（定例会）

議案第1号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）  
・・・・・・・・ P 1

議案第22号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

議案第23号 訴えの提起について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

平成27年2月  
教育委員会

議案第1号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

1. 歳入歳出予算補正

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の	
				特 定	
				国県支出金	地方債
	千円	千円	千円	千円	千円
(12) 教 育 費	51,635,677	△30,681	51,604,996	△153,698	345,000
1. 教育総務費	12,685,058	—	12,685,058	162,266	—
2. 小学校費	19,239,533	215,180	19,454,713	△242,379	476,300
3. 中学校費	12,037,556	△245,861	11,791,695	△73,585	△131,300
その他の科目 (本補正外)	7,673,530	—	7,673,530	—	—
合 計	51,635,677	△30,681	51,604,996	△153,698	345,000

財 源 内 訳			説 明
財	源	一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
—	191,302	△221,983	<b>1. 校舎等整備費の減額</b> <div style="text-align: right;">△963,799 千円</div> <b>○小学校費</b> ・校舎等整備費の減額      △717,938 <b>○中学校費</b> ・校舎等整備費の減額      △245,861  〔関連歳入〕 <b>(16)国庫支出金</b> △315,964 千円 学校施設環境改善交付金 <b>(23)市債</b> △494,000 千円 学校建設債
—	162,266	△162,266	<b>2. 伊都土地地区画整理事業地内小学校整備推進の追加</b> <b>○小学校費</b> 933,118 千円  〔関連歳入〕 <b>(23)市債</b> 839,000 千円 学校建設債
—	233,921	△18,741	<b>3. 非常勤講師報酬等にかかる特定財源の追加</b> 〔関連歳入〕 <b>(16)国庫支出金</b> 162,266 千円 教育支援体制整備事業費補助金
—	△204,885	△40,976	
—	—	—	
—	191,302	△221,983	

## 平成26年度2月補正予算の概要

事業名等		今回補正額	内 訳	
		千円	千円	
1. 校舎等整備費の減額		△963,799	大規模改造事業 ・小学校費の減額	△97,623 △97,623
			グラウンド整備事業 ・小学校費の減額 ・中学校費の減額	△131,292 △47,015 △84,277
			便所改造事業 ・小学校費の減額 ・中学校費の減額	△655,017 △573,300 △81,717
			空調機設置(音楽室) ・中学校費の減額	△79,867 △79,867
2. 伊都土地区画整理事業 地内小学校整備推進の 追加	933,118	伊都土地区画整理事業地内小学校整備推進	933,118	
		・小学校費の追加	933,118	
3. 非常勤講師報酬等にか かる特定財源の追加	—	非常勤講師報酬等にかかる 特定財源の追加	—	
			( 関連歳入 (16) 国庫支出金 教育支援体制整備事業費補助金 ) 162,266	
合 計	△30,681			

○ 校舎等整備費の減額

平成26年度工事を予定していたところ、入札不調や国の補助未採択により、やむなく工事を中止し、減額補正を行うもの。

〔入札不調により工事を中止するもの〕

- ・大規模改造事業 (小学校1校)

〔国の補助未採択により工事を中止するもの〕

- ・グラウンド整備事業 (小学校2校, 中学校1校)
- ・便所改造事業 (小学校11校, 中学校1校)
- ・空調機設置(音楽室) (中学校5校)

平成27年度  
当初予算に  
再度計上を予定

○ 伊都土地区画整理事業地内小学校整備推進

平成29年4月開校予定の伊都土地区画整理事業地内小学校用地については、校地全体面積15,385.97㎡のうち、取得済分5,666.00㎡を除く9,719.97㎡に関し、伊都土地区画整理事業の進捗に伴い、換地処分が行われる平成26年度に取得するもの。

校地全体面積 15,385.97㎡

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">取得済分</div> 【保留地】 5,666.00㎡	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">今回取得分</div> 【仮換地】 9,719.97㎡
---	--

- ・保留地とは・・・土地区画整理事業地内の地権者から減歩により土地の提供を受けて新たに生み出した土地で、その売却収入は事業財源の一部になる。
- ・仮換地とは・・・土地区画整理事業により再配置される土地(換地)となる予定の土地。

○ 非常勤講師報酬等にかかる特定財源の追加

児童生徒の学力向上等を目的とした学校教育活動の一環として、多様な地域人材を公立学校に配置する事業に対し、国の「教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)」による補助が適用されることとなったことから、非常勤講師報酬等にかかる国庫補助金を歳入予算として計上するもの。

2. 繰越明許費補正

款	項	目
(12) 教育費	2. 小学校費	3. 小学校建設費
(12) 教育費	3. 中学校費	3. 中学校建設費

3. 地方債補正

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
学校建設費	千円 3,198,000	千円 3,543,000

事業名	関係予算額	繰越額	繰越事由
校舎等整備事業	千円 227,032	千円 150,966	工期の都合により、年度内に完了しないため。
校舎等整備事業	480,100	455,000	工期の都合により、年度内に完了しないため。

説明
学校建設事業に充当する起債の追加

## 議案第 22 号 訴えの提起について

### 理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については  
掲載していません

### 2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 386,454 円を支払え。
  - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

### 3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。



## 議案第 23 号 訴えの提起について

### 理由

本件は、学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求めるため訴えの提起をする必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 1 訴えの相手方

- ○ ○ ○
- ○ ○ ○
- ○ ○ ○

※個人が特定される情報については  
掲載していません

### 2 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、連帯して、滞納学校給食費金 421,039 円を支払え。
  - (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

### 3 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) よって、本市は、請求の要旨記載のとおり判決を求めて、訴えを提起するものである。